

平成29年第3回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成29年3月28日(火)

午後1時30分開会

801会議室

日程	議題	
第1		会議録署名委員の指名
第2 代処第3号		小金井市立東小学校、小金井市立東中学校学校医の解嘱に関する代理処理について
第3 代処第4号		小金井市立東小学校、小金井市立東中学校学校医の委嘱に関する代理処理について
第4 議案第4号		小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
第5 議案第5号		小金井市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する規程について
第6 議案第6号		学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について
第7 議案第7号		小金井市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
第8 報告事項	1 平成29年第1回小金井市議会定例会について 2 平成29年度就学援助制度について 3 学校給食費の改定について 4 図書館の蔵書点検の結果について 5 その他 6 今後の日程 7 平成29年度小金井市立校長・副校長等の人事異動について	
第9 代処第5号		職員の併任に関する代理処理について
第10 議案第8号		職員の人事異動について

代処第3号

小金井市立東小学校及び小金井市立東中学校学校医の解嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は学校医を解嘱する必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

平成29年3月28日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

代理処理書

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、平成29年3月31日まで委嘱している小金井市立東小学校及び小金井市立東中学校医である梅澤幸子様がご逝去された。校医の解嘱については、小金井市教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要するが、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により下記のとおり代理処理する。

平成29年3月28日

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

記

1 解嘱を受ける者

- (1) 氏名 梅澤 幸子
- (2) 職名 学校医
- (3) 担当校 小金井市立東小学校及び小金井市立東中学校

2 解嘱日

平成29年2月9日をもって解嘱とする。

代処第4号

小金井市立東小学校及び小金井市立東中学校学校医の委嘱に関する代理処理について

のことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は学校医を委嘱する必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

平成29年3月28日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

代理処理書

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、平成29年3月31日まで委嘱している小金井市立東小学校及び小金井市立東中学校医である梅澤幸子様がご逝去された。新たに校医を委嘱する必要が生じ、校医の委嘱については、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要するが、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により下記のとおり代理処理する。

平成29年3月28日

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

記

1 委嘱を受ける者

三田 覚

2 委嘱内容

- (1) 職名 学校医
- (2) 担当校 小金井市立東小学校及び小金井市立東中学校
- (3) 期間 平成29年2月10日から平成29年3月31日まで

別紙1

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表

任期:平成27年4月1日~平成29年3月31日

(小学校)

職名		氏名
一小	内科医	宮本 誠
	眼科医	鳴田 孝吉
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	古田 昭彦
	薬剤師	高山 実香
二小	内科医	小松 淳二
	眼科医	平岡 満里
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子
	整形外科医	神保 真理子
	歯科医	尾崎 玲香
	薬剤師	柴崎 恵美子
三小	内科医	小林 久滋
	眼科医	待山 伸子
	耳鼻咽喉科医	諸星 咲子
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	田中 泰弘
	薬剤師	宇山 和江
四小	内科医	三島 協二
	眼科医	倉田 浩二
	耳鼻咽喉科医	奥田 和子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	坂元 雅明
	薬剤師	田中 真理
東小	内科医	篠田 昭彦
	眼科医	三田 寛
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	野中 慎吾
	薬剤師	北川 佳恵
前原小	内科医	穂坂 英明
	眼科医	梶尾 高根
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	小磯 和成
	薬剤師	村藤 康裕
本町小	内科医	岡山 哲廣
	眼科医	岡山 信枝
	耳鼻咽喉科医	奥田 和子
	整形外科医	神保 真理子
	歯科医	新田 安世
	薬剤師	村藤 康裕
緑小	内科医	待山 昭
	眼科医	平岡 満里
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	三浦 健二
	薬剤師	森田 亜矢子
南小	内科医	和田 輝洋
	眼科医	鳴田 孝吉
	耳鼻咽喉科医	諸星 咲子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	藤井 万弘
	薬剤師	宇山 和江

(中学校)

職名		氏名
一中	内科医	久我 治子
	眼科医	岡山 信枝
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	整形外科医	神保 真理子
	歯科医	梶原 仁臣
	薬剤師	柴崎 恵美子
二中	内科医	宮本 誠
	眼科医	倉田 浩二
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	吉越 留美
	薬剤師	北川 佳恵
東中	内科医	齋藤 寛和
	眼科医	三田 寛
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	千野 晃
	薬剤師	高山 実香
緑中	内科医	丸茂 恒二
	眼科医	待山 伸子
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	北村 秀和
	薬剤師	柴崎 恵美子
南中	内科医	竹田 和義
	眼科医	梶尾 高根
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	橋詰 雅志
	薬剤師	富子 浩子

(小・中学校)

職名	氏名
精神科医	松浦 理英子

議案第4号

小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を別紙のように改正する。

平成29年3月28日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

学校教育部学務課の事務の平準化の検討に伴い、事務分担を変更する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

小金井市教育委員会事務局組織規則（昭和59年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表学校教育部の部学務課の款学務係の項に次の1号を加える。

(16) 課内の庶務に関すること。

別表学校教育部の部学務課の款保険給食係の項第8号を削る。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第4号資料

小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則				現行規則				備考
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）				
部	課（室）	係	所掌事務	部	課（室）	係	所掌事務	
学校教育部	学務課	学務係	(1) 省略 (2) 省略 (15) 課内の庶務に関すること。 (3) 省略 (7) 省略	学校教育部	学務課	学務係	(1) 省略 (2) 省略 (15) 課内の庶務に関すること。 (3) 省略 (7) 省略	所掌事務の追加 所掌事務の削除
			省略				省略	
			省略				省略	

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第5号

小金井市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する規程

小金井市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を別紙のように改正する。

平成29年3月28日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

小金井市文書管理規程の一部改正に伴い、準用規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する規程

小金井市教育委員会事務局文書取扱規程（平成11年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（準用）

第2条 教育委員会における文書事務については、小金井市文書管理規程（平成16年規程第3号）を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる小金井市文書管理規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条	課に	課（室・館を含む。以下同じ。）に
第9条第1項	、市及び	、市、教育委員会及び
	、市が	、教育委員会が
第10条第1項	市	教育委員会
	文書主管課	学校教育部庶務課
第10条第2項	文書主管課長	学校教育部庶務課長
第13条第1項ただし書	本市	教育委員会
第15条第1項	市長の決裁	教育長の決裁又は専決
	副市長の専決	部長、担当部長又は参考の専決
	部長、担当部長もしくは参考の専決又は会計管理者の決裁もしくは専決	課長、担当課長又は副参考の専決
	D 課長、担当課長又は副参考の専決を受けるもの E 係長の専決を受けるもの	D 係長の専決を受けるもの

第21条	市長決裁事案、副市長専決事 案	教育長決裁又は専決事 案
第27条第1項	市長名	教育委員会又は教育長 名
	副市長、部長	部長
第28条	小金井市公印規則（昭和59 年規則第8号）	小金井市教育委員会公 印規程（昭和59年教 育委員会規程第3号）
第41条第3項	市長	教育長

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

議案第5号資料

小金井市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正規程			現行規程	備 考
<u>(準用)</u>			<u>(準用)</u>	規定の整備
第2条 教育委員会における文書事務については、小金井市文書管理規程（平成16年規程第3号）を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第2条 教育委員会における文書事務については、次項に定めるもののほか、小金井市文書管理規程（平成16年規程第3号）を準用する。	
読み替えられる小金井市文書管理規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	2 前項において準用する場合、同規程中「各課」とあるのは「各課（室・館）」と、「各課長」とあるのは「各課（室・館）長」と、「市長」とあるのは「教育長」と、「B 副市長」とあるのは「B 部長」と、「C 部長」とあるのは「C 課長」と、「D 課長」とあるのは「D 係長」と、「E 係長」とあるのは「D 係長」と、「除き副市長、部長」とあるのは「除き部長」と、「小金井市市公印規則（昭和59年規則第8号）」とあるのは「小金井市教育委員会公印規程（昭和59年教育委員会規程第3号）」とそれぞれ読み替えるものとする。	
第4条	課に	課（室・館を含む。以下同じ。）に		
第9条第1項	、市及び	、市、教育委員会及び		
	、市が	、教育委員会が		
第10条第1項	市	教育委員会		
	文書主管課	学校教育部庶務課		
第10条第2項	文書主管課長	学校教育部庶務課長		
第13条第1項ただし書	本市	教育委員会		
第15条第1項	市長の決裁	教育長の決裁又は専決		
	副市長の専決	部長、担当部長又は参事の専決		
	部長、担当部長もしくは参事の専決又は会計管理者の決裁もしくは専決	課長、担当課長又は副参事の専決		
	D 課長、担当課長又は副参事の専決を	D 係長の専決を受けるもの		

	<u>受けるもの</u> <u>E 係長の専決を受けるもの</u>	
<u>第21条</u>	<u>市長決裁事案、副市長専決事案</u>	<u>教育長決裁又は専決事案</u>
<u>第27条第1項</u>	<u>市長名</u>	<u>教育委員会又は教育長名</u>
	<u>副市長、部長</u>	<u>部長</u>
<u>第28条</u>	<u>小金井市公印規則（昭和59年規則第8号）</u>	<u>小金井市教育委員会公印規程（昭和59年教育委員会規程第3号）</u>
<u>第41条第3項</u>	<u>市長</u>	<u>教育長</u>

付 則
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

議案第6号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、小金井市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を別紙のとおり委嘱する。

平成29年3月28日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

平成29年3月31日付けをもって学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が満了することに伴い、新たに委嘱するため本案を提出するものであります。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表

任期:平成29年4月1日~平成31年3月31日

(小学校)

	職名	氏名
一小	内科医	宮本 誠
	眼科医	嶋田 孝吉
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	黒田 俊太郎
	薬剤師	高山 実香
二小	内科医	小松 淳二
	眼科医	大森 美依奈
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子
	整形外科医	神保 真理子
	歯科医	尾崎 玲香
	薬剤師	柴崎 恵美子
三小	内科医	小林 久滋
	眼科医	大森 美依奈
	耳鼻咽喉科医	諸星 咲子
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	田中 泰弘
	薬剤師	宇山 和江
四小	内科医	三島 協二
	眼科医	倉田 浩二
	耳鼻咽喉科医	奥田 和子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	坂元 雅明
	薬剤師	辻 依子
東小	内科医	篠田 昭彦
	眼科医	三田 覚
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	野中 慎吾
	薬剤師	北川 佳恵
前原小	内科医	穂坂 英明
	眼科医	梶尾 高根
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	小磯 和成
	薬剤師	村藤 康裕
本町小	内科医	岡山 哲廣
	眼科医	岡山 信枝
	耳鼻咽喉科医	奥田 和子
	整形外科医	神保 真理子
	歯科医	新田 安世
	薬剤師	村藤 康裕
緑小	内科医	待山 昭
	眼科医	待山 伸子
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	三浦 健二
	薬剤師	森田 亜矢子
南小	内科医	和田 輝洋
	眼科医	嶋田 孝吉
	耳鼻咽喉科医	諸星 咲子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	吉越 留美
	薬剤師	宇山 和江

(中学校)

	職名	氏名
一中	内科医	久我 治子
	眼科医	岡山 信枝
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	整形外科医	神保 真理子
	歯科医	梶原 仁臣
	薬剤師	柴崎 恵美子
二中	内科医	宮本 誠
	眼科医	倉田 浩二
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	古田 昭彦
	薬剤師	北川 佳恵
東中	内科医	斎藤 寛和
	眼科医	三田 覚
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	千野 晃
	薬剤師	高山 実香
緑中	内科医	丸茂 恒二
	眼科医	待山 伸子
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	北村 秀和
	薬剤師	柴崎 恵美子
南中	内科医	竹田 和義
	眼科医	梶尾 高根
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	橋詰 雅志
	薬剤師	富子 浩子

(小・中学校)

職名	氏名
精神科医	松浦 理英子

議案第7号

小金井市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

小金井市公民館条例施行規則の一部を別紙のように改正する。

平成29年3月28日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

公民館の施設を宿泊に使用できる団体等について規定を整備するため、本案を提出するものであります。

小金井市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

小金井市公民館条例施行規則（昭和43年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和43年条例第15号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。
第4条の次に次の3条を加える。

（宿泊使用施設）

第4条の2 宿泊に使用することができる公民館の施設（以下「宿泊使用施設」という。）は、条例別表に規定する小金井市公民館緑分館研修室A、研修室B及び研修室Cとする。

（宿泊使用団体等）

第4条の3 次に掲げる団体等は、宿泊使用施設を使用することができる。この場合において、第1号に規定する団体は、社会教育に関する研修会又は講習会等の活動を行う場合に限り使用することができる。

(1) 次に掲げる条件を全て満たす団体

ア 社会教育を目的として活動する団体

イ 当該施設を使用する日において、18歳以下の者で構成する5人以上の団体

ウ 宿泊する者の4分の3以上が小金井市民である団体

(2) 前号に規定する団体に所属する者の保護者（20歳以上の者に限る。）

(3) 市が主催する事業で使用する団体等

(4) その他教育委員会が使用を認めた団体等

2 前項第1号に規定する団体が宿泊使用施設を使用する場合においては、前項第2号に規定する保護者が同行しなければならない。

（布団使用による費用負担）

第4条の4 前条の規定により宿泊使用施設を使用する団体等は、宿泊使用施設が準備する布団を使用した場合は、当該布団使用による実費負担額として、当該布団借上料の契約額に消費税（地方消費税を含む。）率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を負担しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたものについては、この限りでない。

第5条中「公民館を宿泊に使用する団体」を「宿泊使用施設を使用する団体等」に、「小金井市公民館緑分館施設使用申請書」を「宿泊使用施設使用申請書」に改める。

第6条中「宿泊施設を使用する団体」を「宿泊使用施設を使用する団体等」に、
「小金井市公民館緑分館施設使用承認書」を「宿泊使用施設使用承認書」に改める。

第9条第2号中「社会教育法、小金井市公民館条例」を「社会教育法（昭和24年
法律第207号）、条例」に改める。

第10条中「立合いのうえ」を「立会いの上」に改める。

第11条中「小金井市公民館貫井南分館集会室A・集会室B及び小金井市公民館緑
分館集会室A・集会室B」を「条例別表に規定する小金井市公民館貫井南分館集会室
A及び集会室B並びに小金井市公民館緑分館集会室A及び集会室B」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

小金井市公共施設使用承認書

次のとおり施設の使用を承認します。

日付

許可書 I D	
使用施設	
使用目的	

申請者	利用者 I D	
	団体名	
	氏名	
	住所	
	電話番号	

使用責任者	氏名	
	住所	
	電話番号	

使用人数	人	一般	人
		主催	人
		行政	人

予約 I D	使用日	使用時間	部屋	備品	施設使用料	備品使用料

施設使用料	備品使用料	特別加算額	減免決定額	請求金額
円	円	円	円	円

(備考)

小金井市教育委員会 公印

様式第2号（第5条関係）

宿泊使用施設使用申請書

(宛先) 小金井市教育委員会

申 請 者	団体名	
	住 所	小金井市 町 丁目 番 号
	氏 名	(電話)

次のとおり使用したいので、申請します。

年 月 日申請

使用の目的・内容					
団体等の区分(第4条の3)	①第1号に規定する団体 ②第2号に規定する者 ③第3号に規定する団体等 ④第4号に規定する団体等				
使 用 日 時	月 日()午前・午後 時 分 ↓ 月 日()午前・午後 時 分				
使 用 人 数	人				
宿泊 使用 施設 (公民館緑分館)	研修室A ・ 研修室B ・ 研修室C				
使用機材品目数量					
使 用 責 任 者	申請者と異なる場合は、記入してください。				
	住所	小金井市 町 丁目 番 号			
	氏名				

受付	決 裁 区 分			
	係	主任	係長	館長

様式第3号（第6条関係）

宿泊使用施設使用承認書

申 請 者	団体名	
	住 所	小金井市 町 丁 番 号
	氏 名	様（電話）

使用の目的・内容			
団体等の区分（第4条の3）	①第1号に規定する団体 ②第2号に規定する者 ③第3号に規定する団体等 ④第4号に規定する団体等		
使 用 日 時	月 日（　）午前・午後	時 分	（　）
使 用 人 数	人		
宿泊使用施設 (公民館緑分館)	研修室A ・ 研修室B ・ 研修室C		
使用機材品目数量			
使用責任者	申請者と異なる場合は、記入してください。		
	住所	小金井市 町 丁目 番 号	
	氏名	（電話）	

上記の使用について、裏面条件により承認します。

年 月 日

小金井市教育委員会 公印

※ 裏面の注意事項をお読みください。

【注 意 事 項】

- 1) 使用者は、承認を受けた目的以外には使用しないでください。
- 2) 使用前、職員にこの承認書を提示し、必要な指示をお受けください。
- 3) 使用場所を原状に復し、清掃をしてからお帰りください。
- 4) 火災及び盗難の予防並びに建物・附属施設等を破損しないよう十分注意してください。
- 5) 使用する部屋の机などの配置、片付け、接待等は、全て使用団体が行ってください。
- 6) 使用により施設・設備を破損した場合は、現品又はこれに相当する金額を賠償していただく場合があります。
- 7) 使用時間を厳守してください。なお、この時間内に準備と後片付けを終了させ、部屋から退出するようにしてください。
- 8) 使用を取り消す場合は、直ちに連絡してください。
- 9) 車での来館は御遠慮ください。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第6条の規定によりされている承認は、この規則による改正後の第6条の規定によりされた承認とみなす。

小金井市公民館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考
(目的) 第1条 この規則は、小金井市公民館条例（昭和43年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	(目的) 第1条 この規則は、小金井市公民館条例（昭和43年条例第15号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	規定の整備
(宿泊使用施設) 第4条の2 宿泊に使用することができる公民館の施設（以下「宿泊使用施設」という。）は、条例別表に規定する小金井市公民館緑分館研修室A、研修室B及び研修室Cとする。		宿泊使用施設の規定の追加
(宿泊使用団体等) 第4条の3 次に掲げる団体等は、宿泊使用施設を使用することができる。この場合において、第1号に規定する団体は、社会教育に関する研修会又は講習会等の活動を行う場合に限り使用することができる。 (1) 次に掲げる条件を全て満たす団体 ア 社会教育を目的として活動する団体 イ 当該施設を使用する日において、18歳以下の者で構成する5人以上の団体 ウ 宿泊する者の4分の3以上が小金井市民である団体 (2) 前号に規定する団体に所属する者の保護者（20歳以上の者に限る。） (3) 市が主催する事業で使用する団体等 (4) その他教育委員会が使用を認めた団体等 2 前項第1号に規定する団体が宿泊使用施設を使用する場		宿泊使用団体等の規定の追加

合においては、前項第2号に規定する保護者が同行しなければならない。

(布団使用による費用負担)

第4条の4 前条の規定により宿泊使用施設を使用する団体等は、宿泊使用施設が準備する布団を使用した場合は、当該布団使用による実費負担額として、当該布団借上料の契約額に消費税（地方消費税を含む。）率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を負担しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたものについては、この限りでない。

(宿泊使用申請)

第5条 宿泊使用施設を使用する団体等は、使用を希望する日の属する月の4か月前の月の10日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。）から使用日の2週間前までに宿泊使用施設使用申請書（様式第2号）を提出し、承認を受けるものとする。

(宿泊使用承認)

第6条 教育委員会は、前条の規定により宿泊使用施設を使用する団体等を決定したときは、宿泊使用施設使用承認書（様式第3号）により通知するものとする。

(使用の取消し)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用条件を変更し、又は使用を停止し、もしくは使用承認を取り消すことができる。この場合使用者が損害を生じても教育委員会はその賠償の責めを負わない。

(1) 省略

(2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）、条例等に

布団使用による費用負担の規定の追加

(宿泊使用申請)

第5条 公民館を宿泊に使用する団体は、使用を希望する日の属する月の4か月前の月の10日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。）から使用日の2週間前までに小金井市公民館緑分館施設使用申請書（様式第2号）を提出し、承認を受けるものとする。

(宿泊使用承認)

第6条 教育委員会は、前条の規定により宿泊施設を使用する団体を決定したときは、小金井市公民館緑分館施設使用承認書（様式第3号）により通知するものとする。

(使用の取消し)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用条件を変更し、又は使用を停止し、もしくは使用承認を取り消すことができる。この場合使用者が損害を生じても教育委員会はその賠償の責めを負わない。

(1) 省略

(2) 社会教育法、小金井市公民館条例等に違反したとき。

規定の整備

同上

同上

違反したとき。

(3) 省略

(使用器具の返還)

第10条 使用者は使用終了後直ちに係員に連絡し、使用器具については係員立会いの上返還しなければならない。

(老人福祉施設)

第11条 条例別表に規定する小金井市公民館貫井南分館集会室A及び集会室B並びに小金井市公民館緑分館集会室A及び集会室Bは、老人福祉施設（午前9時から午後5時までに限る。）として運営し、その使用については、第2条から第4条までの規定は、適用しない。

(3) 省略

(使用器具の返還)

第10条 使用者は使用終了後直ちに係員に連絡し、使用器具については係員立合いのうえ返還しなければならない。

(老人福祉施設)

第11条 小金井市公民館貫井南分館集会室A・集会室B及び小金井市公民館緑分館集会室A・集会室Bは、老人福祉施設（午前9時から午後5時までに限る。）として運営し、その使用については、第2条から第4条までの規定は、適用しない。

規定の整備

同上

技术第1号(第4条同上)

金井市公共財政撥用承認書

おのれのとなり施設の使用を承認します。

ପ୍ରକାଶନ ପତ୍ର ମହିନେ

卷之三

社会公共关系教材系列表

卷四

公印

子割り料の変更や子約の取扱いをする場合には、この用紙をご用意ください。
お急ぎの方は電話でご連絡下さい。

小金井市教育委员会 公印

様式第2号(第5条開票)

宿泊地用施設地用申請書

(提出先) 小金井市教育委員会

団体名			
申 請 者 姓 氏 名	申 請 所 小金井市 町 丁目 番 号 (電話)	申 請 者 姓 氏 名	申 請 所 小金井市 町 丁目 番 号 (電話)

次のとおり使用したいので、申請します。

使用の目的・内容			
日時(年月日) ①第1号に規定する団体 ②第3号に規定する団体等 ③第4号に規定する団体等	②第2号に規定する者 ③第4号に規定する団体等 ④第4号に規定する団体等	月 日 () 午前・午後 時 分	月 日 () 午前・午後 時 分
使用日時 A 月 日 () 午前・午後 時 分	1 人	月 日 () 午前・午後 時 分	人
宿泊使用施設 (公民館分館)	研修室A・研修室B・研修室C	研修室A・研修室B・研修室C	研修室A・研修室B・研修室C
使用機材品目数量			
使用責任者	中間者と異なる場合は、記入してください。		
使用責任者 姓 氏 名	申 請 所 小金井市 町 丁目 番 号 (電話)	申 請 者 姓 氏 名	申 請 所 小金井市 町 丁目 番 号 (電話)

受 付 者 姓 氏 名	付 属 施 設 区 分	
	受 付 者 姓 氏 名	支 付 区 分
	係 主任 姓 氏 名	係 主任 姓 氏 名
	係 主任 姓 氏 名	係 主任 姓 氏 名

様式第2号(第5条開票)

小金井市公民館分館施設使用申請書

(おて先) 小金井市教育委員会

団体名			
申 請 者 姓 氏 名	申 請 所 小金井市 町 丁目 番 号 (電話)	申 請 者 姓 氏 名	申 請 所 小金井市 町 丁目 番 号 (電話)
次のとおり使用したいので、申請します。			
施設の名称			
施設の目的・内容	月 日 () 午前・午後 時 分	月 日 () 午前・午後 時 分	月 日 () 午前・午後 時 分
使用日時 A 月 日 () 午前・午後 時 分	人	人	人
施設の名称	集会室A・集会室B・研修室 学習室A・学習室B・学習室C・点半実習室・生徒室・レクリエーション室	研修室A・研修室B・研修室C テニスコート・野球場	使用料品目数
使用料品目数	申請者と異なる場合は、記入してください。		
使用責任者	申 請 所 小金井市 町 丁目 番 号 (電話)	申 請 者 姓 氏 名	申 請 所 小金井市 町 丁目 番 号 (電話)

模式第3号(第6章附录)

自相炮用炮兵用示意图

憲政第3号(第6条附則)

小金挂面參照樣品分裝用具規範

团体名				
住 所	小金井市	町	丁	番 号
氏 名			珠	(電話)

他用の印加・内書	
日付(西暦記入)	
①部1号に規定する団体 ②部2号に規定する団体等 ③部3号に規定する団体等 ④部4号に規定する団体等	
使 用 日 時	月 日 () 午前・午後 時 分
使 用 人 氏	月 日 () 午前・午後 時 分
研究室A (公民館施設別)	研究室B ・ 研究室C
使用料額付込口座振	
使用責任者	住所 小金井市 町 丁目番号 氏名 (電話)

卷之三

公印 小金井研究會委員會

益田の仕事場を訪ねてください。

小金井市教育委員会

第三章 藤田の注釈とお詫びください

[注 意 事 項]

- 1) 使用者は、承認を受けた目的以外には使用しないでください。
- 2) 使用前、器具にこの取扱書を表示し、必要な指示をお受けください。
- 3) 使用場所を原則として、情報をしてからお通りください。
- 4) 大火及び盗難の予防並びに通勤・停車場等を破損しないよう十分注意してください。
- 5) 使用する器具の机などの配置、片付け、映像等は、すべて使用場所行ってください。
- 6) 使用により施設・設備を破損した場合は、販売又はこれに相当する金額を賠償していただく場合があります。
- 7) 使用目的を誤りしてはいけない。なお、この取扱書に記載と書きかけを行なわせ、結果から追出するようにしてください。
- 8) 使用を取り付け場合は、底面に連結してください。
- 9) までの実物はご遠慮ください。

[注 意 事 項]

- 1) 使用者は、承認を受けた目的以外には使用しないでください。
- 2) 使用前、器具にこの取扱書を表示し、必要な指示をお受けください。
- 3) 使用場所を原則として、情報をしてからお通りください。
- 4) 大火及び盗難の予防並びに通勤・停車場等を破損しないよう十分注意してください。
- 5) 使用する器具の机などの配置、片付け、映像等は、すべて使用場所に行ってください。
- 6) 使用により施設・設備を破損した場合は、販売又はこれに相当する金額を賠償していただく場合があります。
- 7) 使用目的を誤りしてはいけない。なお、この取扱書に記載と書きかけを行なわせ、結果から追出するようにしてください。
- 8) 使用を取り付け場合は、底面に連結してください。
- 9) までの実物はご遠慮ください。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第6条の規定によりされている承認は、この規則による改正後の第6条の規定によりされた承認とみなす。

平成 29 年第 1 回小金井市議会定例会（教育委員会関係）

学校教育部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的な内容等
1	中山 克己議員	自由民主党 小金井市議団	市内、防犯カメラの設置について ○防犯と監視の違いは。 ○市で設置しているカメラは防犯カメラなのか。 ○市で設置しているカメラを監視目的で運用したことは。
2	小林 正樹議員	小金井市議会 公明党	子ども達が健やかに育つ環境整備を ○学校芝生のあり方について
3	渡辺ふき子議員	小金井市議会 公明党	小金井市が独自に行っている奨学金制度の充実を
4	宮下 誠議員	小金井市議会 公明党	地域力をさらにアップし、青少年の健全育成を ○いじめ対策の現状、インターネットパトロールは機能しているのか？
5	関根 優司議員	日本共産党 小金井市議団	小金井市の奨学金制度の改善を
6	百瀬 和浩議員	リベラル 保守の会	公教育の環境について ○学校間の児童生徒数の偏在に鑑み、学区の再編はどのように行うのか。 ○学校施設の改善は、今後どのように進めていくのか。 ○ICT教育は今後どのように進められていくのか。
7	片山 薫議員	緑・市民自治 こがねい	子どもの権利条例を市民参加で広めよう ○学校での周知はどのような状況か。道徳の教科化とはどのように関連するか。
8	吹春やすたか議員	自由民主党 小金井市議団	小金井市の学校教育の現状について ○学校事務共同実施について ○ICT教育について

生涯学習部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的な内容等
1	紀 由紀子議員	小金井市議会 公明党	図書館の更なる充実を ○都立多摩図書館が国分寺市にオープンしたが市民に周知しないか ○国会図書館との連携について ○ウェブ図書館の導入について ○書籍消毒機を導入しないか
2	渡辺 大三議員	リベラル 保守の会	前回市議選の選挙公報における「私の公約」10項目について～4年経った今、進捗状況を点検する～ ○市民ニーズに応える図書館の確保 ・図書館本館を除外した真の理由 ・今後いつまでに立地、スケジュール、財源計画を策定するのか

3	宮下 誠議員	小金井市議会 公明党	地域力をさらにアップし、青少年の健全育成を ○中学生の居場所としての放課後子ども教室を充実しないか・高校生の進路相談をフォローしないか ・若者の居場所としてどのような場所があるのか
4	岸田 正義議員	小金井市議会 民進党	子育て環境日本一小金井をつくるために ○放課後子ども教室について ・4年間における充実の状況についての質問
5	片山 薫議員	緑・市民自治 こがねい	子どもの権利条例を市民参加で広めよう ○公民館と図書館の取組について 福祉会館を利用していた市民の居場所はどうなっているか ○公民館の利用団体の現状について、各公民館の利用者懇談会などを通じて把握できなか
6	吹奏やすたか議員	自由民主党 小金井市議団	チャレンジデーについて ○チャレンジデーは終了となつたが、今後の考え方は ○チャレンジデー後のオリンピック・パラリンピックについては、市はどのように取り組んでいくのか

報告事項2 資料

平成29年3月28日
学校教育部学務課

平成29年度就学援助費制度について

1 認定基準の変更

平成29年度	平成28年度
世帯の総収入が生活保護基準の1.6倍未満 (第68次基準適用)	世帯の総収入が生活保護基準の1.7倍未満 (第68次基準適用)

就学援助制度の運用の適正化のため、平成28年度より3年間かけて認定倍率を収入の

1.8倍から1.5倍まで引き下げる方針を掲げています。

したがって、平成29年度は、収入の1.7倍から1.6倍へ変更いたします。

2 入学時学用品費の増額

	平成29年度	平成28年度
小学校	40,600円	21,470円
中学校	47,400円	24,550円

入学時学用品費については、上記1の認定基準の引き下げと同時に単価を小学校・中学校共に毎年1,000円ずつ増額していく方針でありましたが、国の「要保護児童生徒援助費補助金」の補助単価改正を踏まえて、大幅に増額することとしました。

なお、この増額分の予算については、補正予算で対応する予定です。

3 入学時学用品費の前年度（前倒し）支給

	平成29年度	平成28年度
小学校	7月支給	7月支給
中学校	【平成29年度対象者】 7月支給 【平成30年度対象者】 3月支給	7月支給

他市の動向を鑑み、まず中学校から前年度支給をすることとしました。

なお、前年度支給分の予算については、補正予算で対応する予定です。

平成 29 年 3 月 17 日

保護者各位

小金井市教育委員会学務課
小金井市立小中学校長会

給食費の改定について（お知らせ）

日頃より学校給食につきましては、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、現在の給食費につきましては、平成 26 年 4 月の消費税率改定に伴う給食費の改定を除き、平成 21 年から金額の改定を行わずに給食の質や量の一定水準の維持に努めてまいりました。

近年、食材料費の上昇が続いており、食材の選定、献立の工夫など努力をしてまいりましたが、今後、必要な栄養価を確保し、質を維持していくことが困難な状況となっております。

学校給食費は、食材の購入費のみに充てられるもので、全額が児童・生徒に還元されるものですが、保護者の皆様のご負担となるため、平成 28 年 10 月にアンケートを実施させていただきました。このアンケート結果を踏まえ、平成 29 年 4 月から学校給食費を改定することといたしました。

今後も、地場産物の食材を多く取り入れるなど献立の充実を図るとともに、安全でおいしい学校給食の提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 改定時期 平成 29 年 4 月 1 日

2 改定金額

区分		改定前 (円)	改定後 (円)	値上げ額(円)	値上げ率 (%)
小学校	1・2年 (月額)	247 (4,200)	257 (4,369)	10 (169)	(4.0)
	3・4年 (月額)	266 (4,530)	278 (4,726)	12 (196)	(4.3)
	5・6年 (月額)	286 (4,870)	298 (5,066)	12 (196)	(4.0)
中学校	全学年 (月額)	318 (5,210)	333 (5,449)	15 (239)	(4.6)

※1 給食費は消費税込みです。

※2 小学校 1 年生の 4 月分は 1,799 円です。

※3 中学校は 4 月分のみ 5,450 円です。

3 問合せ先

(給食費全体に関すること) 学務課保健給食係 042-387-9874
 (徴収に関すること) 各学校にお問い合わせください。

教育委員会の今後の日程

平成29年3月28日

会議名	日時	場所	出席者
小学校入学式	4月6日(木)	各小学校	全委員
中学校入学式	4月7日(金)	各中学校	全委員
平成29年度 教育施策連絡協議会	4月11日(火) 午後2時30分	中野サンプラザ	全委員
平成29年 第4回教育委員会定例会	4月13日(木) 午後1時30分	801会議室	全委員
東京都市町村教育委員会 連合会第1回理事会	4月24日(月) 午後2時00分	東京自治会館 大会議室	福元委員
平成29年 第5回教育委員会定例会	5月9日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成29年 第6回教育委員会定例会	5月23日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
関東甲信越静市町村 教育委員会連合会総会 及び研修会(神奈川大会)	5月26日(金)	神奈川県大和市 やまと芸術文化 ホール	福元委員
東京都市町村教育委員会 連合会第61回定期総会	5月31日(水)	東京自治会館 講堂	全委員